

○泉大津市市税条例

昭和39年5月30日

条例第10号

(法第367条の固定資産税の減免)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の所有する固定資産であつて、特に必要があると認めるときは、固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (2) 災害により使用することができない固定資産を有する者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人が直接公益の用に供する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (4) 不慮の災害により納税の能力を喪失した者
- (5) 前各号に類するものであつて特別の事情がある者

2 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定めるところによつて市長に申請しなければならない。

3 第1項の減免に係る率は規則で定める。

(平20条例16・平27条例30・一部改正)